

岩手県東日本大震災津波復興委員会
第22回総合企画専門委員会

(開催日時) 平成30年7月24日(火) 14:00～

(開催場所) エスポワールいわて3階特別ホール

1 開 会

2 報 告

総合企画専門委員会による現地調査の概要について

3 議 事

(1) 岩手県次期総合計画の策定について

ア 岩手県次期総合計画(素案)―長期ビジョン―について

イ 岩手県次期総合計画(中間案)に向けた復興局原案

(長期ビジョン第4章「復興推進の基本方向」)について

(2) 復興プラン(仮称)の策定について

ア 復興プラン(仮称)の骨子案について

イ いわて復興レポート2018について

ウ 三陸創造プロジェクトの取組実績と取組方向について

4 その他

5 閉 会

委員

齋藤徳美 谷藤邦基 豊島正幸 中村一郎 平山健一 南正昭

1 開 会

○多賀推進協働担当課長 ただいまから岩手県東日本大震災津波復興委員会第22回総合企画専門委員会を開催いたします。

私は、事務局を務めます復興局復興推進課の多賀と申します。暫時進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、出欠状況について御報告申し上げます。本日は、委員9名中6名の御出席をいただいております。岩手県東日本大震災津波復興委員会専門委員会運営要領第4条第2項の規定により、会議が成立していますことを御報告いたします。

なお、本日御出席いただいている平山委員におかれましては、本委員会の委員として県の復興計画策定及び推進に多大なる貢献をいただいたこともあり、去る4月29日に瑞宝重光章を受章されましたので、御紹介いたします。それでは、平山委員、一言御挨拶をお願いします。

○平山健一委員 平山でございます。このような場で御紹介いただくのは、全然予想もしていなかったので、大変恐縮しております。5月8日、皇居に参内しまして、今上天皇か

らお言葉をいただきました。天皇陛下には、何度も本県の災害でお見舞いにいらしていただいていますので、そのような意味においても大変嬉しい受章でございました。

今回の受章は、教育研究に携わる者としての受章でございましたが、共に仕事を行ってきた仲間をはじめ、本当に皆様のお力添えの賜物ということで、感謝しております。

もう年齢も年齢ですので、どれだけ頑張れるかは分かりませんが、小さくてもまた少しずつ頑張りたいと思いますので、今後とも皆様よろしく願いいたします。誠にありがとうございました。

○多賀推進協働担当課長 ありがとうございました。それでは、本委員会に先立ちまして、佐々木復興局長から御挨拶を申し上げます。

○佐々木復興局長 復興局長の佐々木でございます。改めまして、平山先生、この度の御受章、誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、そして大変暑い中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

本委員会の前回開催は3月20日でしたので、その後の復興に係るトピックス的な話を申し上げます。3月下旬には三陸沿岸道路のうち、宮古田老道路と田老岩泉道路の一部が開通し、現在三陸沿岸道路の供用延長が176kmと、計画の49%になっております。今週末には唐桑高田道路の一部、そして来月11日には吉浜釜石道路の一部が開通します。また、先月、宮古室蘭のフェリーが就航し、道路と三陸鉄道と一体となった新しい交通ネットワークの構築によって、国内外からの観光客の誘致あるいは物流の拡大等が期待されているところでございます。

災害公営住宅については、今年3月末の沿岸部での整備率、完成した戸数の割合が94%になり、内陸でも昨年度中に盛岡市で24戸、遠野市で8戸完成ということで進んでございます。一方で今なお応急仮設住宅、みなし仮設住宅におられる方が先月末で約5,000人おります。引き続きこれらの方々が恒久的住宅に一日も早く入居できるよう、寄り添った支援を行っていきたいと考えております。

そして、県では来年度から始まる次期総合計画の策定に向け、作業を進めているところでございますが、このような復興の状況も踏まえまして、2020年度までとされており、復興・創生期間内に各種整備事業等が確実に終わるように精一杯取り組んでまいります。また、被災者支援のための中長期的な課題があることも踏まえ、次期総合計画におきましても復興を県政の最重要課題に位置付け、切れ目のない取組をしていくこととしております。

本日の専門委員会では、次期総合計画の策定に向け、長期ビジョンの素案、現在パブリックコメントや地域説明会等を行っておりますが、この素案についての御説明、そして、復興に係る部分の中間案に向けたより具体的な記載内容、さらに復興に係るアクションプランの骨子を中心に御説明申し上げます。

委員の皆様方から忌憚のない御意見を頂戴し、今後の計画策定に反映させ、また施策につなげていきたいと考えております。本日いただきました御意見につきましては、来週予定しております親委員会、復興委員会にも御報告する予定でございますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

2 報 告

総合企画専門委員会による現地調査の概要について

○多賀推進協働担当課長 続きまして、総合企画専門委員会による現地調査の概要について御報告いたします。

○佐々木復興推進課総括課長 復興局復興推進課の佐々木です。どうぞよろしくお願いたします。

まず資料1を御覧願います。資料1は6月1日に釜石市、大槌町で実施いたしました当委員会による現地調査の概要についてでございます。

当日は、齋藤委員長をはじめ6名の委員に御参加いただき、釜石ヒカリフーズ株式会社様及び釜石港の視察、釜石市での震災メモリアルパーク関係の意見交換、大槌駅周辺の整備状況及び株式会社ゼネラルオイスター様の視察を行ったところでございます。

裏面の調査概要でございますが、釜石ヒカリフーズ株式会社では、佐藤代表取締役から、東日本大震災津波後、県内初の新規水産加工企業として設立した同社の取組の経緯、産学官連携によるスラリーアイス等の技術による商品の高付加価値化の取組のお話を伺い、委員からは地域の特色を生かした活動や漁獲量減少傾向への対応策の必要性などの課題について発言があったところでございます。

また、釜石港では国土交通省東北地方整備局釜石港湾事務所等から、完成した湾口防波堤の役割や体制の強化などに関する説明がございました。委員からは防波堤の整備と相まって、住民の防災意識の向上の必要性について発言があったところでございます。

釜石市との意見交換におきましては、同市が計画している震災メモリアルパークの整備内容について説明があり、被災の事実を踏まえた教訓の伝承の必要性、多言語での発信や利便性の確保などの整備に向けた課題について、委員から御発言がございました。

また、整備中の大槌駅での視察におきましては、大槌町職員から、駅周辺の整備の考え方について説明があり、委員からは観光客誘致の視点のみでなく、持続性を考慮し、鉄道が地元住民の足となるような施策の必要性について御発言がございました。

大槌町の株式会社ゼネラルオイスターでは、吉田代表取締役CEOから、カキの生産工程や6次産業化の取組について御説明があり、委員からは商品の高付加価値化の取組の評価、三陸鉄道やイベント活動による地域活性化の取組について発言がありました。

現地調査全体を通じた取組では、委員から水産加工物の高付加価値化の取組の重要性、被災地の活性化に向けたプロジェクトや支援メニューの仕組みづくり、取組の継続性につながる対応や主体との連携の仕組みづくり、市町村が地域づくりのビジョンを持ち、関係機関と共有することの必要性等について御発言があったところでございます。

現地調査の概要については、以上であります。

3 議 事

- (1) 岩手県次期総合計画の策定について
 - ア 岩手県次期総合計画（素案）—長期ビジョン—について
 - イ 岩手県次期総合計画（中間案）に向けた復興局原案（長期ビジョン第4章「復興推進の基本方向」）について
- (2) 復興プラン（仮称）の策定について
 - ア 復興プラン（仮称）の骨子案について
 - イ いわて復興レポート 2018 について
 - ウ 三陸創造プロジェクトの取組実績と取組方向について

○多賀推進協働担当課長 それでは、議事に入ります。

ここからの委員会の運営は、運営要領の規定によりまして、委員長が議長となっておりますので、齋藤委員長、よろしくお願いたします。

○齋藤徳美委員長 それでは、会議次第に沿って議事を進めてまいります。

本日は議題として、総合計画の策定、復興プランの策定について、委員の皆様から御意見をいただきたいと思っております。この総合企画専門委員会も県の復興計画に合わせて8年間ということでスタートしてまいりましたので、今年度で一つの区切りとなります。現在、総合計画に復興プランということで引き継ぎ、復興についての方向性を出していただくという流れで動いております。8年間の復興計画を作り、進捗状況をチェックしてきましたが、次期計画につなげるということになれば、この復興計画そのものについての評価や目的達成度あるいは反省点など、様々な観点から、本委員会の総括を行い、復興プランに繋げていかなければならないと思っております。

私は前回の県の総合計画の起草委員長をさせていただきましたが、10年の総括が次に完全に引き継がれるわけではなく、前のプランが終わると次の新しいプランが始まるということで、計画の切れ目については大変気にしているところであります。

我々としても、復興計画の立案、進捗管理をさせていただいた以上は、この委員会として総括をしなければならないと考えております。委員会は予定では、あと2回です。最終回は時間的にも、新しい総合計画について移行していく分におおむね了承する形の位置付けになると思いますので、次回委員会の際に、総括に関する御議論を行いたいと思っております。このことを意識して、次回に向けて、本日議論ができればと思いますので、委員の皆様も全体的な総括についても、整理を進めていただければありがたいです。

それでは、(1)の岩手県次期総合計画の策定ということで、次期総合計画（素案）長期ビジョンと中間案について復興局原案を、事務局から御説明をお願いします。

○小野政策地域部副部長兼政策推進室長 政策地域部政策推進室の小野でございます。私から、次期総合計画素案の全体像についてまず御説明申し上げます。

資料は2-1、2-2を御用意しておりますが、資料2-1の素案の概要版を中心に御説明申し上げます。この次期総合計画の素案でございますけれども、去る6月11日に岩手県総合計画審議会から次期総合計画についての中間答申をいただき、それを基に県として6月13日に素案を策定し、公表したところでございます。そのため、まず現段階では素案であり、先日までパブリック・コメントや県内11カ所を回る地域説明会を行ったところで

ございます。これらで頂いた意見、また本日の御意見等を踏まえ、中間案を策定し、もう一度地域説明会、パブリック・コメント等を経て、案の策定に進む3段階方式を取っています。

資料2-1のシート2でございますが、現段階では「はじめに」から第8章までの章立てで内容を作っております。

前回の総合企画専門委員会では、大きな骨子及び基本的な考え方について御説明しましたが、その後、内容を盛り込んでおりますので、その内容を中心に御説明させていただきます。

「はじめに」の1、計画策定の趣旨・役割について、昭和39年から9次にわたって、総合計画を策定し、長期的展望のもとで県政を推進してまいりました。現行のいわて県民計画は本年度までですので、2019年度から10年間の次期総合計画の策定を進めております。

現総合計画、復興計画等との期間の関係については、既に御承知のとおりですので、省略をさせていただきます。

続いてアクションプランについてでございます。アクションプランについても、本日この後御審議いただきます復興プランを含めて大きく4つ、復興プラン、政策プラン、地域プラン、そして行政経営プランがございます。まずは第1期として2019年度から2022年度までの4年間の計画期間でアクションプランを策定していくこととしております。基本的には、10年の長期ビジョンの中で4年、4年、2年の形でのアクションプランの策定を予定しておりますが、復興プランにつきましては、まずは第1期、4年間を策定いたしまして、第2期以降の復興プランの取扱いにつきましては、今後の復興の状況を踏まえながら検討する予定でございます。

第1章の理念についてです。大きな流れで見ますと、高度経済成長期から安定成長、そして経済の停滞時期という流れがございます。

一方で、地方が主役となる時代とも言われており、国主導で地方の暮らし、仕事を起点とする政策への転換も進められたり、地方創生を打ち出したりされておりますが、なお東京一極集中は是正されておられません。そのようなことも踏まえ、根本的な発想を転換して、より地方の暮らし、仕事を起点とする政策を組み立てることが必要ではないかという背景もございます。

そのような中で、世界や国際機関、そして我が国の自治体等が、幸福度について注目し、取組を進めております。物質的な豊かさに加え、心の豊かさ、地域の中での人とのつながり等を大切に一人ひとりの幸福度を高める社会づくりを進めることが必要といった背景を捉えたものでございます。

岩手県における背景ですが、これまでも前回の3月の専門委員会の中でも御議論いただきましたように、岩手県は復興において一人ひとりの幸福追求権の保障を掲げて復興に取り組んできたという大きな背景がございます。このような姿勢とつながり等、岩手県の強みを県政全般に広げ、岩手の地で様々な課題を解決していくことが2つ目の背景としてございます。

次に、先ほど申し上げました近年の幸福を取り巻く環境についてです。世界あるいはOECD、国内の複数の自治体で幸福の概念を政策の評価に用いるなど、先行的な取組が見られております。

例えばOECDや内閣府、自治体の中では先行する荒川区、熊本県などで取組、そして総合計画への導入などが行われております。

計画の理念としては、大きく3つ記載しています。幸福を守り育てるための取組を推進していく、そして様々な主体が、それぞれの取組を進める中で、みんなで行動していく、そして、いわゆるソーシャル・インクルージョンと言われますように、社会的に弱い立場にある方々が孤立することのないような取組を進めること。幸福といった視点でございますので、このようなところを計画の理念として掲げております。

なお、このような考え方は国連サミット等で採択され、世界的な取組が進められており、持続可能な開発目標、SDGsといったものがございます。SDGsの取組として、17の目標がございます。例えば貧困をなくそう、飢餓をゼロに、すべての人に健康と福祉をなどであり、17の目標が掲げられております。

実は、このような世界的な取組は、後ほど御説明します岩手県が掲げる幸福についての取組に通じるものであり、このような国際的な取組と連動させた幸福と持続可能性を踏まえた次期総合計画にしていこうと考えております。

続きまして、第2章についてです。岩手は今ということで、世界、日本、そして岩手という中で、時代の潮流を捉えております。世界の変化については、例えば経済社会のグローバル化の進展や第4次産業革命の進展、地球環境問題の対応などを記載しています。また、日本の変化については、人口減少、少子高齢化の進行、国、地方の役割の変化、大規模自然災害、そして価値観の変化をまとめております。

人口減少は長期的な展望として踏まえる必要がございます。人口減少と少子高齢化の急速な進行と今後の展望では、平成27年度に策定しております岩手県人口ビジョン、この大きな展望を踏まえる形で次期総合計画の中に位置付けております。社人研による基礎的な推計、また県としての様々な取組、狙いを盛り込んだ中での展望も幾つかケース分けした形で描いております。

そして、岩手の変化と展望の3の(2)では、東日本大震災津波からの復興を位置付けております。恐れ入りますが、これにつきましては、資料2-2の素案本体の10ページを御覧ください。次期総合計画を作る中で、大震災津波からの復興を計画の中で整理、位置付けていく必要があるという観点から、10ページの3(2)でございますが、東日本大震災津波からの復興として1つの項目を設け、まずは総合的な内容ではございますが盛り込んでおります。

その上で、(3)にありますように、今後の展望として、岩手の可能性において、9つの分野ごとに強み・チャンス、弱み・リスクとして、政策分野ごとにSWOT分析を行い、できるだけデータを入れるような形で取りまとめております。

恐縮ですが、資料2-1にお戻りください。今、御説明申し上げました岩手は今、岩手の可能性は9つの政策分野ごとの整理で行います。

その背景として、「岩手の幸福に関する指標研究会」報告書は前回申し上げましたので、説明は省略いたしますが、取りまとめいただきました12の領域に基づきまして8つの分野に整理をしております。そこに全体を下支えする社会基盤を加えまして、全体で9つの政策分野、これを掲げて、先ほどのSWOT分析を取りまとめました。

次に第3章、基本目標についてでございます。「東日本大震災津波の経験に基づき、引き

続き、復興に取り組みながら、幸福を守り育てる希望郷いわて」という基本目標を掲げております。大震災津波からの復興、そしてそれらを踏まえながら、県全体として幸福を守り育てる希望郷いわてを作ることを基本目標として掲げたところでございます。

続いて第4章、復興推進の基本方向につきましては、後ほど復興局から御説明申し上げますので省略いたします。

第5章、政策推進の基本方向についてでございます。先ほどお話しいたしました9つの政策体系を構築いたしまして、その9つの分野ごとに具体的な政策推進の取組項目を設定しているものでございます。9つの政策分野ごとに項目を立て、取組を掲げておりますけれども、幾つか御紹介いたします。素案の本体、資料2-2の27ページを御覧ください。27ページから、第5章、政策推進の基本方向がスタートいたします。2の取組方向の(1)、1つ目の柱であります健康・余暇についてでございますが、「健康寿命が長く、いきいきと暮らすことができ、また、自分らしく自由な時間を楽しむことができる岩手」という形で、いわゆるサブタイトルを入れまして、項目を掲げております。生涯にわたり心身ともに健やかに生活できる環境をつくるということで、具体的にどのような政策を推進していくのかといったことを記載しております。以降、健康・余暇の政策分野についての様々な取組を載せております。

続いて、34ページを御覧ください。34ページは、6つ目の柱の仕事・収入についてです。これまでの委員会等でも、仕事・収入から産業面への転換を丁寧に行う必要があるといった御意見を頂戴しております。仕事・収入につきましては、サブタイトルといたしまして、「活力ある産業のもとで、安定した雇用が確保され、また、やりがいと生活を支える所得が得られる仕事につくことができる岩手」を掲げ、様々な商工労働分野、そして農林水産分野も含め、取組を掲げております。

このような形で、今後素案の次の中間案に進む中で、これらの表現についてはより詳細な表現を加えていく予定でございます。

それでは、資料2-1にお戻りいただき、第6章を御覧ください。第6章は、新しい時代を切り拓く重要構想、プロジェクトでございます。この章の具体的なプロジェクトの構想テーマ、内容につきましては、11月の案を目途に、さらに固めていく予定でございます。現段階では視点や内容の作成方針をお示ししているのみとなっておりますが、長期的な視点や創造性、岩手らしさに着目し、例えば国際リニアコライダの建設を契機とした世界最先端の国際科学技術イノベーション拠点の形成や、水素の利活用、再生可能エネルギー等の地域資源を活用した循環型地域社会の構築、さらに第4次産業革命によるイノベーションと様々な分野の融合による地域課題の解決に向けた重要構想と、新しい三陸地域の創造に向けた三陸創造プロジェクトの内容を引き継ぐ形での記載を考えております。

続いて第7章では地域振興の展開方向として、4広域圏それぞれの振興の展開方向、そして広域圏を越えた隣県、さらに広域的な県の区域を越えた連携などについて盛り込んでいく方向でございます。

また、第8章につきましては、このような次期総合計画を進める上で、どのような行政経営を進めていくかという観点から、具体的な取組方向を盛り込んでいきます。

以上が長期ビジョン素案の全体的な内容でございます。これらに対しましては、既に先ほど御説明いたしましたとおり、11の地域を回り御意見を頂戴し、またパブリック・コメ

ントを去る7月20日まで行いました。その結果、合わせておおむね400件を超える様々な御意見等を頂戴したところをごさいます。現在整理を進めております。

このような御意見、また本専門委員会を含め、様々な審議会等での御意見を踏まえながら、この素案をさらに見直してまいりたいと考えております。私からは以上でございます。

○佐々木復興推進課総括課長 引き続きまして、岩手県次期総合計画（中間案）に向けた復興局原案を復興局1から御説明させていただきます。資料3を御覧ください。

資料3につきましては、3月の復興委員会で御審議いただき作成しました長期ビジョンの素案の第4章の復興推進の基本方向に記載しております復興の取組の骨子につきまして、記載内容に変更を加えて文章化したものでございます。今後この骨子を文章化し、肉付けした次期総合計画の中間案の作成に向けまして、現時点での復興局の原案をお示したものでございます。

それでは、内容を御説明させていただきます。まず、1の復興の取組の原則では、はじめに震災の事実を記載しつつ、東日本大震災津波から復興に向けた基本方針に位置付けました被災者の人間らしい暮らし、学び、仕事を確保し、一人一人の幸福追求権を保障すること、犠牲者の故郷への思いを継承すること、この2つの原則に基づいたこれまでの8年間の取組と、着実な進捗状況について記載し、被災者の心のケアやなりわいの再生など、中長期的な復興の課題への対応の必要性を記載しております。被災県としての東日本大震災津波の教訓等を後世の国内外の人々に伝え、防災力の向上に貢献していくことが必要であるということに記載し、引き続き復興は県の最重要課題であり、素案に示したとおり、先ほどの2つの原則を次期計画でも引き継いで、よりよい復興に向けた取組を推進していくことを記載しているところでございます。

また、2の復興の目指す姿では、復興基本計画に掲げました復興の目指す姿であります「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」を次期計画でも引き継ぎながら、復興の取組を推進していくことを記載しております。

3の復興推進の基本的な考え方と取組方向においては、復興の目指す姿を実現するため、「より良い復興～4つの柱～」として、これまで復興計画に掲げておりました安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生を引き続き取組の柱として掲げるとともに、新たに未来のための伝承・発信を加えた4つの柱を掲げて取り組んでいくことを記載しております。

これらの取組を進めるに当たり、重視する視点として、(1)参画、(2)交流、(3)連携を素案の骨子に新たに加え、記載したところでございます。この重視する視点につきましては、現在は長期ビジョンに該当する復興基本計画ではなく、アクションプランの第3期実施計画に記載しておりますが、今後の復興の取組においても、若者や女性など、世代や性別にかかわらず、幅広い方々の参画、新たな交通ネットワークの活用などによる国内外での交流、多様な主体の連携など、一層重要になることから、次期総合計画にはこの視点を掲げて取り組んでいきたいと考えております。

「よい良い復興～4つの柱～」と取組方向につきましては、それぞれの柱ごとに具体的な取組の方向性を記載しているものでございます。個別の項目ごとの説明は、時間の都合上省略させていただきますが、安全の確保からなりわいの再生までの3つの柱を含め、基本的に復興基本計画の取組を継続しながら、これまでの復興の取組の成果と現状の課題を踏まえて修正しているものでございます。

(1) 安全の確保につきましては、引き続き多重型防災のまちづくりや災害に強い交通ネットワークを構築し、住民の安全を確保する取組について記載しております。

(2) 暮らしの再建では、復興の進捗状況を踏まえながら、被災者一人一人の生活の再建を図るとともに、医療、福祉、介護体制や教育環境の整備の推進、地域コミュニティー再生の支援などの取組を記載しております。

(3) のなりわいの再生では、農林水産業、商工業などの地域産業の再生を図るとともに、地域の特性を生かした商品、サービスの創出、それから復興道路などの新たな交通ネットワークを生かしました地域経済の活性化を図るといふ部分について記載しております。

(4) 未来のための伝承・発信につきましては、今回新たに加えた4つ目の柱になりますが、①事実・教訓の伝承の取組として、来年度整備します東日本大震災津波伝承館を中心とした教訓の伝承の仕組みづくりや防災教育の推進などによる復興を支える人づくりを進めるほか、復興情報発信では来年度開催する三陸防災復興プロジェクト2019、その他各種フォーラム、その他の媒体による重層的な情報発信によって、復興の歩みを進める地域の姿を発信していくことを記載しております。

最後の大きな項目、4の復興の進め方につきましては、国に必要な要請等を行いながら、被災者一人一人の復興をなし遂げられるよう、必要な取組は最後まで実施する旨を記載しております。

以上が中間案に向けた復興推進の基本方向についての原案の概要でございますが、今後専門委員会、復興委員会の意見もいただきながら、政策推進の基本方向など、他の取組とも一体となり、効果的に復興の取組や調整を図りながら、9月頃に長期ビジョンの中間案、第4章を作成してまいります。説明は以上です。

○齋藤徳美委員長 ありがとうございます。それでは次期総合計画の策定について御意見をいただきますが、谷藤委員から順繰りに御意見を頂戴します。よろしくお願いします。

○谷藤邦基委員 まず、次期総合計画の素案につきまして、次の中間案として第4章の中身をどうすべきかについて、コメントさせていただければと思います。大きく言えば、書いてあることに問題はないと思っております。

非常に細かいところについて言えば、様々な表現が素案から変わっておりますので、例えば行政機能の回復というのが行政機能の向上になっているなどですが、ここについては御説明不要です。変更に関して気になったところは、素案の25ページで(3)なりわいの再生の水産業・農林業の地域の木材を活用する加工体制等の再生の項目について、中間案では抜けております。こちらについては御説明いただきたいと思っております。

また同様に、消えた項目として、25ページの事実・教訓の伝承の津波復興祈念公園の整備・運営という項目も記録収集と教訓の伝承という項目もございませんので、消した理由をうかがえればと思います。

もう一つは、素案の24ページ、保健・医療・福祉の健康の維持・増進、こころのケアの推進や要保護児童等への支援という項目がありますが、中間案では、要保護児童となっており、「等」が抜けております。こちらも理由があって消していると思っておりますので、御説明いただければと思います。

○齋藤徳美委員長 谷藤委員の御指摘に対して、お答えいただけますか。

○稲田農林水産企画室特命課長 農林水産部の稲田です。地域の木材を活用する加工体制

等の再生につきましては、再生が相当進んだということで、前段の収益性の高い農業の実現と一緒にして、農林業という形で一つにしたものでございます。

○齋藤徳美委員長 復興祈念公園のところについてはいかがでしょうか。

○佐々木復興推進課総括課長 復興祈念公園の部分でございますが、こちらも全く取り組まないという意味で消したのではなく、基本的には伝承館の取組の方が取組のメインとなってくることから中心的に書き、基本の柱という部分で文章化して記載するという部分からは省略したものになります。

○中野保健福祉企画室企画課長 保健福祉部でございます。要保護児童等の「等」については、文言の精査を行っていきたいと考えています。

○佐々木復興局長 総括的な話を申し上げますと、3月に素案の骨子という形でまとめた段階では、安全と暮らしとなりわいについては、現在の基本計画の項目をそのまま仮置きしておりました。今回、中間案としてまとめる作業に入るに当たって、例えば先ほどの地域木材を活用する加工体制については、第3期までの取組で終わると考えました。今回、来年度から始まる施策としてどの程度残るのかについて、具体的には来年度予算要求等も含めて今後検討していきますが、長期ビジョンの項目として挙げるほどのボリュームがないのではないかとということで、一度、長期ビジョンから外してみました。今後アクションプランを策定する中で、新たな事業の展開等があれば、長期ビジョンに項目として復活させることもあり得るかと思いますが、今後の具体的な事業の中身を検討しながら進めていく予定でございます。

未来のための伝承・発信については、4つ目の柱ということで新たに追加しました。津波復興祈念公園は祈りの場ということもあり、この公園自体の伝承や発信の機能が薄く、むしろ公園内に整備する伝承館が発信をメインとしておりますので、記念公園と伝承館を別々の項目として併記することも考えましたが、ふさわしくないだろうという議論もございまして、今回の中間案に向けた復興局原案では外したということになります。そのため、こちらも今後、具体的な整備内容、事業内容を見た上で、検討してまいりたいと思います。

○谷藤邦基委員 おおむね了解しました。木材のことについては、文言を復活させろという趣旨で申し上げたわけではありませんので、消えた理由を理解しましたので、結構です。

しかし、津波復興祈念公園に関しては、触れていただきたいと思います。どこに入れていただくかは議論の余地があると思いますので、御検討をお願いします。

もう2点発言させていただきます。中間案の8ページ③観光の観光資源の再生と新たな魅力の創造について、「災害を考慮した」自然とのふれあいの場という表現になっておりますが、「安全を考慮した」という文言を含め、再検討していただきたいと思います。

また、復興の動きと連動した全県的な誘客のへの取組について、新たな交通ネットワークの例が挙がっておりますけれども、船と鉄道の記載があるので、バランスを考えて道路も記載していただきたいと思いました。私からは以上です。

○齋藤徳美委員長 では、御検討よろしくお願ひいたします。続いて、豊島副委員長さん。

○豊島正幸副委員長 それでは、私からも枠組みに関する事、言葉の使い方等を指摘させていただきます。先ほど谷藤委員から御指摘のあった「災害を考慮して」という言葉は、私もひっかかりました。

さて、資料2-2、8ページ(2)国・都道府県・市町村の役割の中の「こうした経験

を生かし、真に地方が主体となる地方分権を進めていく必要があります」という一文は、前文の続きを考慮すると、「こうした経験を生かし、非災害時においても広域的な自治体連携を進めていく必要があります」という文章が来るべきではないかと考えます。地方分権は少しイメージが古いと感じます。また、地方分権は文脈上必ずしも合わないと思います。最近、報道もされておりましたが、国から、中心都市と近隣の自治体における広域の圏域を設定して行政サービスに当たる方向性が出されております。このような自治体間の広域連携が求められている中において、この一文、御検討いただきたいと思います。

続いて13ページ、家族・子育て分野の強み・チャンスの内容として、周産期医療提供体制が構築されているとありますが、これには賛同しかねます。2009年のデータですが、岩手県は周産期死亡率が石川県とともに全国1位であり、表現が適切であるとは思えないので、御検討をよろしく申し上げます。

さらに同ページ、東日本大震災津波の教訓を生かした「いわての復興教育」が定着とあります。このまま地道に続けていただきたいと思いますが、この大きな役割を果たしているのは、副読本だと思います。これは非常によくできていると評価しております。先日、この副読本が改訂されたとうかがいました。改訂に当たってどのような点に留意されたか、また、どのような背景の変化に応じて、改訂されたかについて、御回答いただきたいです。

○藤井教育企画室主任主査 教育委員会でございます。県教育委員会においては、東日本大震災津波の教訓等を踏まえ、郷土を愛し、その復興、発展を支える人材の育成を図るために、「いきる」、「かかわる」、「そなえる」の3つの教育的価値を本県の子どもたちに育むための「いわての復興教育」プログラムを平成24年2月に策定し、全ての公立学校で取り組んできたところでございます。

委員御指摘の副読本につきましては、各学校が「いわての復興教育」プログラムに取り組む際の具体的な教材として、平成26年5月に小学校低学年、小学校高学年、中学校用の3種類を作成したところでありまして、小中学校においては復興教育の基本として多様な教育活動に活用してきたところでございます。

一方で、大震災津波から7年余りが経過し、学びの場の復興の進展等に伴い、復興教育の進め方も様々変化してきていることから、今年度に復興教育プログラムと併せ、副読本の改訂に着手したところでございます。具体的な復興教育プログラムの改訂内容につきましては、外部委員を招聘して検討委員会を今年度立ち上げ、現在、内容の検討を進めているところでございます。

震災から7年が経過し、復興を知らない子どもたちもおりますので、どのようにこの復興の経験等を風化させず、学びに生かしていくかという視点で、引き続き副読本の改訂に向けて検討を進めていきたいと考えております。

○豊島正幸副委員長 了解いたしました。期待しております。

続きまして、22ページの基本目標です。第3章基本目標という大きなタイトルですが、中身は基本姿勢というべきもののようには思われます。基本目標であるならば、第1章理念に盛り込めば済む話だと思います。第4章に復興推進の基本方向があるので、前の部分とつなげる役目として、第3章をここに入れ込まざるを得なかったのかと思いました。私を感じるに、主観的な幸福感を軸にして論を進めていくのであれば、1章、2章、5章の順番が自然です。そうすると、大事なこの第3章、第4章は最初にどんと打ち出すべきと考

えます。ここは大きな枠組みに係ることですので、御検討をお願いいたします。

続いて、23 ページ復興の目指す姿の中の6つの視点について、これを文章化して膨らませたものが資料3に載っております。その2ページに6つの項目が文章化されています。文章化して分かりやすくなるはずが、逆に分かりにくくなっている印象があります。特に2つ目の項目は文章がすっきりしていないので、修正案として、「犠牲者の故郷への思い、脈々と地域に受け継がれてきた歴史や文化を継承し、一人ひとりにとっていきいきと暮らすことのできる「ふるさと」であり続けることのできるような地域社会づくりを推進します。」これですっきりすると思いますので、御検討ください。

また、この「犠牲者の故郷への思い」と3ページの「被災された方の故郷への思い」とう表現は敢えて使い分けをしているのでしょうか。犠牲者への思いという言葉と故郷への思いという言葉がいつの間にか合体してしまったのではないかと感じましたので、使い分けや言葉の表現についても御検討ください。

最後に、7ページの①水産業・農林業の中で、「協業体の育成」とあります。ここで言いたいことは漁協を育成するということでしょうか。敢えてここで新たに書かれるということなので、漁協の合併を推進しながら経営力の高い協業体を目指すという意味合いをもし持つのであれば、しっかりと中身を書いてほしいと思います。協業体については、現段階で御認識を伺いたいと思います。

○**稲田農林水産企画室特命課長** 農林水産部、稲田です。協業体についてですけれども、これは漁家の方単独ではなく、複数の漁家の方々が共同で漁業を行うことをイメージして記載したものです。

○**豊島正幸副委員長** わかりました。そこには、民間も入れるようなニュアンスも入れたいということでしょうか。それとも、単に漁家が協力して経営体を作るということでしょうか。

○**稲田農林水産企画室特命課長** 漁家の方々が構成している協業体が現状ではございますが、将来的には民間企業の参入も検討していかなければならないと思ってはいます。

○**豊島正幸副委員長** ワカメはそれができやすいけれども、昆布は難しいとうかがったことがあります。そのようなことを考えました。ありがとうございました。以上です。

○**小野政策地域部副部長兼政策推進室長** 先ほど豊島副委員長から、全体構成についてお話がございました。特に第3章の基本目標について違和感があるというお話でしたが、目次を御覧ください。まず「はじめに」のところで計画策定の趣旨、期間、構成といった基本的な条項を入れ、その上で、第1章で大きな計画策定に向けた理念、そして第2章で現状、展望を入れております。そして、総合計画でございますので、第4章、第5章のところで具体的な政策の基本方向を示す前に、この10年間どのような方向を目指すのかという、大きな基本目標を立てる必要があると考えております。そのため、第3章のところに基本目標を位置付けてございますので、豊島副委員長からお話ございました第4章との間を埋めるためのものではございません。これまでの復興の流れ、そして現在のいわて県民計画の取組、復興との関係も踏まえ、次の10年間の基本目標として、第3章の基本目標を掲げさせていただいております。

この基本目標の次に第4章として復興の基本的な方向づけをした上で、復興も進めながら、県全体、県政全般について、第5章で掲げるような項目別の政策運営に基づく取組を

進めていこうというので、このような章立てにしたものでございますので、是非この点については御理解をいただければと思います。

○**豊島正幸副委員長** 了解しました。基本目標は1つですか。それとも複数個出す予定ですか。

○**小野政策地域部副部長兼政策推進室長** 基本目標は1つを予定しています。総合計画審議会から中間答申をいただき、それを踏まえて検討し、素案を作成しましたので、素案段階での基本目標は、資料に記載の「東日本大震災津波の経験に基づき、引き続き、復興に取り組みながら、幸福を守り育てる希望郷いわて」となります。基本目標ですので、あまり長くせず、しかし考え方については丁寧に解説することが必要と考えておりますので、様々な御意見を頂戴しながら、素案段階から次の中間案に進んでいく中で、主体について解説を加えることや、さらにブレイクダウンすることなどを検討してまいりたいと思います。

○**豊島正幸副委員長** 御回答、了解いたしました。

○**齋藤徳美委員長** よろしいですか。では、中村委員さん、お願いします。

○**中村一郎委員** 大きな考え方として、構成について確認も含めて質問したいのですが、資料2-1の概要版のパワーポイントのシート5で、長期ビジョンとアクションプランの位置付けがここに記載されていますが、復興プランは1期4年間を今回作り、2期目以降は、今後の復興の状況を踏まえながら検討ということで、2期目以降は状況によっては作成しないとも読めます。仮に、2期目以降復興プランを策定しないときに、長期ビジョンの第4章のような復興についての項目はいかがするつもりでしょうか。長期ビジョンなので、細かい変更は行わないのではないかと思います、いかがでしょうか。

○**小野政策地域部副部長兼政策推進室長** そのとおりでございます。状況によって、第2期の復興プランの策定もしくは、例えば政策プランや地域プランに具体的な取組について位置付けていくこともあろうかと考えております。いずれ第1期終盤の状況を見ながら検討していくことになります。

長期ビジョンについては、あくまでも10年全体の位置付けですので、動かすことはしない方向で考えております。当然記載している内容には、終了するもの、あるいは引き続きやっていくものも出てこようかと思っておりますけれども、これについては動かす予定はございません。

○**中村一郎委員** 了解をいたしました。

続いて第3章について、先ほど豊島副委員長からお話がありましたが、私も基本目標と基本目標の考え方が、表現的に整合が取れているか疑問を感じております。すぐに対案が提示できるわけではないのですが、「東日本大震災津波の経験に基づき」という表現だと、その後の「復興に取り組む」や、「幸福を守り育てる」に、言葉としてしっくりつながらないと感じます。

最後に、細かいところを1点だけお話しさせていただくと、長期ビジョンの8ページ(3)多発する大規模自然災害で、例示に平成28年の台風第10号が出ておりますが、全国の状況を書いているところなので、例示に西日本豪雨を増やすなど、御検討いただければと思います。以上です。

○**齋藤徳美委員長** それでは平山委員さん、お願いします。

○平山健一委員 全体の姿としては、第4章に復興のことが随分あり、伝承を新たに加えていただいていますし、第2章、第3章、第6章にも今後の記載がずっと入っており、全体的に復興重視の構成になっていると感じます。総合計画審議会では、第4章について、復興委員会が書く部分としているのでしょうか。それとも総括したうえで、総合計画審議会を書くものとしているのでしょうか。我々の総括はどこまで反映されるものなのでしょうか。

○齋藤徳美委員長 専門委員会といえども、最終的には親委員会である復興委員会が取りまとめて総括すると思いますが、その総括は総合計画審議会に引き継がれて書かれるのか、あるいは復興委員会の総括したものがそのまま取り入れられるのかという位置付けについてですね。

○平山健一委員 ええ。もちろん総合計画審議会ですべて最終的に責任持って決めるのは、当然の話ですが、どこまで我々の意見が反映されるかについては伺いたいです。

○小野政策地域部副部長兼政策推進室長 平山委員のおっしゃる通り、最終的には総合計画審議会において答申案をいただくこととなりますので、基本的な考え方については総合計画審議会から全体を通して提言をいただくこととなっております。

一方で、復興部分については、現在の復興計画を引き継ぐことをこれまでも総合計画審議会でお話させていただいた上で、御審議していただいておりますので、復興部分については、これまでも提言いただき、計画策定についての全体を牽引していただいている復興委員会の意見が最大限尊重されていると考えております。

しかしながら、総合計画審議会の委員の中にも谷藤委員をはじめ、沿岸出身の若い方や大震災直後から被災地でNPO活動を復興のステージの変更に対応しながら取組を進めていらっしゃる委員もおりますので、そういった意味では決して復興委員会に任せっきりでないとも考えております。

○平山健一委員 総合計画審議会からは、我々の総括は求められるのでしょうか。あと開催が2回しかないうえに、総合計画審議会ではもう議論が進んでいますので、我々の総括が間に合うか心配になりましたので。

○齋藤徳美委員長 復興については復興委員会が総括を行い、総合計画審議会の委員の方々がその総括を勘案しながら計画が練られると思いますが、親委員会である復興委員会では、そのような総括という議論はされておりますでしょうか。

○佐々木復興局長 今回の御質問についてですが、今までの復興計画の総括や検証は、今回、この後御説明いたします議事3(2)イのいわて復興レポート2018を御報告申し上げる予定でございました。

毎年復興レポートということで、前年度どのような取組をしたかというようなことをまとめて、これを公表しておりました。今回の2018については、昨年度の取組だけでなく、第1期からの7年間の取組について、第1期、第2期、第3期の取組と課題を、7年間分まとめております。それを踏まえ、この中間案に反映させておまして、来年度、レポート2019を作成する段階では、8年分の取組について取りまとめる形でレポートとしたいと思っており、いわばこれを今復興計画の総括的な位置付けと考えております。

そのため、本日、レポート2018について報告申し上げますけれども、この内容を御覧いただいた上で、2019で8年間分のレポートを作成する際には、御指摘を2回の委員会や委

員会外でも、御指摘いただければレポートに取り入れ、またそれを踏まえ、今回の次期計画策定に反映させていきたいと考えております。

○齋藤徳美委員長 並行して事が進むということですね。

レポート等は、事業一つ一つの進捗状況の評価が主になります。復興計画は3つの柱で行ってきましたが、果たして目的は達成したのか、三陸復興、創造に貢献できたのか、大きな課題はないのかといった全体的な評価をすべきだと思っています。この総括が、次期総合計画で幸福につながっていくと思います。そのため、レポートは確かに評価の一つとして議論してもよいですが、県の復興計画の理念そのものについては、もう少し議論していかなければならないと思います。

もちろん復興委員会での総括をそのまま総合計画審議会に反映させるというわけにもいかないでしょう。それは意を酌みながら総合計画審議会の委員の方々が作っていくことになるとは思いますが、できれば全体的な評価は伝わっていただければという思いは私もありますので、そのような趣旨での平山先生の御意見だったと思います。では、南先生。

○南正昭委員 資料2-1のシート5について、復興プランの位置付け、例えば予算や組織、優先度などが、よく分かりません。中間案を見ると、今まで復興計画を進めてきて、その復興計画でやり残した部分が、この復興プランに入っているように読み取れるのですが、そのような整理でいくのでしょうか。今後の県全体の総合計画の中で進められる全体予算や組織の中で、復興計画で積み残った部分を継続して終わらせるところまで行き、それと並行して、今の総合計画でいう政策、地域、行政経営プランが進んでいくという読み取り方でよいのでしょうか。総合計画という全体の中で、もう一度組み直しが行われるのかが分かりにくいと思います。

この書きぶりから見ると、復興プランはあくまでこれまで8年という短期間で行ってきたこともあり、まだ手の届いていないところもあるので、しっかりと成し遂げていくことかと思っています。この場合、整備等については、はっきりすると思いますが、その後の4年で打ち切りとなり、政策プラン、地域プラン、行政経営プランに吸収されていくのかなという印象を受けます。こちらの図は本当によく出来ているのですが、復興プランが少しずつ消えていくように、政策プラン等の枠の幅が太く作成されております。そのため、2つ目ももう少し太くして、あらかじめ少しずつ広がっていきながら、復興プランのこれまで行ってきたものをなし遂げるというメッセージを明示した方がよいと思いました。

そして、もう一点。組織体制について、御検討いただきたいのですが、幸福度の指標に合わせて部局や課を作るのはいかがでしょうか。健康・余暇課、家族・子育て課、教育課など、要するに県民の主観的な幸福感なので、県民の立場に立ったつくりにしていこうという指標づくりを行っていますが、そのようなスタンス組織体制、いわゆる実施体制を整えていくことについて前向きに是非御検討いただきたいと思います。以上、2点です。

○齋藤徳美委員長 では、この議事に対して、最後に、1つだけ私の思っていることを申し上げます。単刀直入にうかがいますが、復興計画は成功したのでしょうか。そのような観点での考え方が重要だと思います。32兆円のお金をつぎ込んで、確かに箱物はたくさんできましたが、まちに人が減って戻らないという事態が起きていたとすれば、それは計画実施として本当に上手くいったのか、間違いはなかったのかということ、総括しなければなりません。これから御説明いただく復興プラン（仮称）は、個々の事業につ

いての個別評価だと思いますが、復興事業そのものが、これでよかったのかという大きな視点で考えておかなければならないということを最近強く感じております。

以上、私の思いです。それでは、復興レポートについての御説明をお願いします。

○佐々木復興推進課総括課長 それでは、資料4の復興プランの策定の関係と、資料5の復興レポート、資料6の三陸創造プロジェクトの関係について説明させていただきます。

まず、資料4の復興プラン（仮称）についてでございます。先ほど御説明しました長期ビジョンの第4章の復興推進の基本方向を受け、この4年間の具体的な復興の取組、実施事業をプランとして示すものになります。資料4につきましては、このプランの骨子案として取りまとめたもので、9月頃を予定しております長期ビジョンの中間案の取りまとめと合わせ、他プランなどの骨子とも一緒に示すものの案でございます。

資料4の「はじめに」の（1）策定の趣旨に、1期からこれまでの経緯等に触れながら、このプランにおいては長期ビジョンの復興の基本方向に基づき、社会資本などの整備に係る事業は国の復興・創生期間である2020年度までの完了を目指して実施すること、被災者のこころのケアやコミュニティ形成支援、地域産業の支援などの中長期的な視点から必要な事業については、被災地の状況を踏まえながら、2020年度で区切ることなく、今後策定いたします政策プランや地域プランの施策なども連携しながら実施していく旨を記載しております。また、教訓の伝承などの事業につきましては、未来のために永続的に実施していくという必要があることを記載しております。

（2）プランの期間は、2019年度から2022年度までの4年間としております。

（3）プランの構成は、4つの柱に基づく取組ごとに、プランの期間において実施を予定する事業を掲載していきます。

（4）プランの推進に当たりましては、政策プラン、地域プランと連動しながら、沿岸、内陸が一体となって取り組んでいくことや、あらゆる世代、幅広い方々の参画、多様な主体との連携を行いながら取り組んでいくことを記載しております。

続いて、復興推進の取組について、具体的な取組と構成事業の記載のイメージを示しております。具体的な取組、事業につきましては、今後予算編成等も踏まえながら、最終案に向けて検討していくこととなりますので、骨子の時点では記載のイメージにとどめております。

（1）安全の確保の記載イメージにお示ししておりますとおり、例えば具体的な取組、①防災のまちづくりでは、取組の方向と主な取組を記載し、構成事業の概要と実施年度のついた行程表を連ねていく構成を考えております。この形式で、①防災のまちづくりから⑫復興情報発信まで、12の取組について記載していく予定でございます。

なお、構成事業の概要と実施年度につきましては、4つの柱ごとに実施を予定する事業を列挙するに当たり、一番下の段の例示のように、社会資本整備など、2020年度までに完了を目指す事業、こころのケアなどの2021年度以降も当面継続する事業、教訓の伝承などの永続的に実施する事業が分かるように記載することを予定しております。先ほど南委員から御指摘ございましたが、復興事業については、基本的には目標を作って取組行程表を作るものではなく、完了型が大部分を占めますので、復興をやり切る事業という形態と引き続き中長期的に取り組んでいかなければならない事業、永続的な事業とを区分してプラン策定を行っていきたいと考えております。

次は資料5のいわて復興レポートについてです。資料5—2の表紙を1枚めくっていたき、目次を御覧ください。このいわて復興レポート2018、先ほど局長からお話させていただきましたが、復興期間8年のうちの昨年度までの7年間の取組の実績と課題を取りまとめたものであります。復興基本計画8年間の総括につきましては、基本計画が終了する来年度に取りまとめることで考えております。

目次のとおり、第1章、概況、第2章、分野別の実績課題、実施計画の第1期から第3期までの各期ごとの取組の実績と課題を記載していることから、三陸創造プロジェクトの取組実績、各種指標の状況を掲載しております。

内容につきましては、資料5—1にて概要を説明させていただきます。作成の趣旨としましては、この7年間の復興の取組の実績と課題を明らかにすることで、復興プランの作成と今後の取組の参考にしようとするものであります。

主な実績ですが、記載のとおりでございます。安全の確保、暮らしの再建、なりわいの再生について、各期の主なものをピックアップしております。

復興の状況については、各種の客観的な進捗状況を掲げており、復興実施計画（第3期）の事業の進捗状況では、進捗管理のために設定した271指標中、計画値に対する進捗率80%の指標が250指標、93.2%となっている状況でございます。

被災事業所復興状況調査におきましては、平成29年8月1日現在で8割を超える事業所が再開済み、一部再開済みと回答しているところでございます。

また、県民の復興に関する意識調査におきましては、平成30年5月速報版でございますが、県全体の復旧・復興の実感につきまして、全体の回答では進んでいる・やや進んでいると感じる割合と、遅れている・やや遅れていると感じる割合の差が着実に縮小してきているほか、沿岸部の回答者におきましては、調査開始以降初めて進んでいる・やや進んでいると感じる割合が遅れている・やや遅れていると感じる割合を上回りました。

さらに、被災地の居住者、就労者の県民を対象とした復興ウォッチャー調査におきましても、地域経済の回復度、被災者の生活、まちづくりの達成度は着実に上昇傾向となっております。

これらを踏まえ、主な課題ということで、安全の確保では防災集団移転事業の進展によって生じた空き地となっている移転元地の利活用、JR山田線宮古釜石間の三陸鉄道移管後の支援策の検討、暮らしの再建では災害公営住宅の早期完成、被災者、児童生徒の心のサポート、新たなコミュニティ形成、復興人材の確保などが挙げられます。また、なりわいの再生では漁業収入の確保・増大に向けた体制構築や、まちづくりの進捗に合わせた商業機能の再生などの課題が挙げられると記載しております。三陸創造プロジェクトの実績についても記載ありますが、資料6にて説明させていただきます。

三陸創造プロジェクトの取組実績と取組方向についてでございますが、資料6—1にて簡単に概要を説明させていただきます。1の考え方について、三陸地域の早期の復旧、復興はもとより、長期的な視点に立ち、将来にわたって持続可能な三陸地域の創造を目指すための5つのプロジェクトを復興計画の事業とともに取り組んできたものでございます。

今後のプロジェクトの取扱いといたしましては、今年3月の復興委員会で御審議いただいたとおりでございますが、復興計画期間内での取組の成果として、より具体的な展開が図られてきていることから、次期総合計画におきましては、それぞれのプロジェクトの取

組内容に応じて、関係するアクションプランや重要構想に振り分けて再構成するところがございます。

各プロジェクトの実績、取組方向については、時間の都合上、詳細な説明は省略させていただきますが、最後に資料6-2の3ページを御覧ください。一例として御説明いたしますが、さんりく産業振興プロジェクトの4つの取組方向の(1)持続可能な地域産業の形成について、次期総合計画における対応方向が検討中ということで、関連する主な分野として仕事・収入の政策分野と記載しておりますが、今後、このプロジェクトの扱いとしましては、次期総合計画におきまして、それぞれのプロジェクトの個別個々の内容に応じて関係するアクションプラン、重要構想に振り分けて再構成することを考えております。年度末の総合計画最終案等をお示しする際には、当プロジェクトに記載しております各種施策の具体的な再構成の方向もお示ししたいと考えております。説明は以上でございます。

○齋藤徳美委員長 それでは、各委員から取りまとめてお感じのところを述べていただきたいと思います。復興プランの骨子、復興レポート2018、創造プロジェクトの取組と、多岐にわたるわけではありますが、全てでなくても結構です。どうぞよろしく願いいたします。では、まず中村委員からどうぞ。

○中村一郎委員 今概要を御報告いただきましたが、先ほど齋藤委員長からお話ありました通り、評価を総括的に行っていく必要があると思います。

今回拝見した復興レポートについても、個別分野ごとの進捗は丁寧にやっておられ、これも非常に重要だと思います。一方で、総括的に行政は、成功した、全体で何点だということはいづらいいと思います。定性的にでもよいので、評価する姿勢が必要だと思います。個別分野ごとにも、私はもう少し丁寧に課題を挙げる必要もあるかと思いますが、加えてさらに全体をまとめて評価をするという視点が必要ではないかと感じます。要するに、今の三陸の沿岸地域の状況を全体的に捉え、どのような状況にあるかという部分、それは必ずしも復興だけではない、他の要素も現実様々ありますが、それも含めて、三陸沿岸地域の課題を把握しておくことは大事なことではないかと思っております。作業的には難しいところもあろうかと思いますが、是非取り組んでいただければと思います。

そして、もう一点、三陸創造プロジェクトについても取りまとめをいただきました。今の御説明ですと、新しい計画の中では、特に創造プロジェクトという位置付けをせずに、場合によっては事業構想や、物によってはアクションプランに分解して入れ込んでいくということになるということで、それはそれでやむを得ないと思っております。しかし、課題的な部分も書いてはありますが、進捗状況の良いものと芳しくないのが恐らくあるはず。そのため、その辺りをもう少ししっかり分析をしていただく必要があると感じております。以上です。

○齋藤徳美委員長 それでは、谷藤委員お願いします。

○谷藤邦基委員 私からは1点。復興の取組は、いずれどこかの時点では地域振興の一部分に変わっていく必要があります。そのため、復興の枠組みでいつまで行うかということは非常に悩ましい問題だと思います。今回も次期総合計画のアクションプランとして、復興プランは、地域プランとは別に作られる予定となっています。地域プランを拝見しましたが、沿岸広域振興局は、復興に関わる内容も多く盛り込んでいます。すなわち復興の枠組みと地域振興の枠組みの境界線が曖昧であると感じます。今後作成する復興プランと沿

岸広域圏の地域プラン、両者については、一度整理していただき、すみ分け等を示していただくことが必要だと思います。私自身の考えとしては、相互の内容に被りが生じても構わないと思いますが、国の施策期間の問題等もありますので、いつまでも復興の枠組みではできないと思います。そのため、スムーズに一般施策に移行していく発想も行わねばならないと思います。実際に復興プランや地域プランを作成するときに、整理していただきますよう、お願いします。私からは以上です。

○齋藤徳美委員長 それでは、豊島副委員長さん、お願いします。

○豊島正幸副委員長 私からも1点だけ申し上げます。三陸創造プロジェクトの中のさんりくエコタウン形成プロジェクトについて、目的として災害にも対応できる自立・分散型のエネルギー供給体制を構築しますとあり、そのための補助金が準備されております。昨年度までに、3件採択されたということですが、県の考える、災害にも対応できる自立・分散型のエネルギー供給体制とはどのようなものでしょうか。

○高橋環境生活企画室企画課長 環境生活企画室、高橋でございます。ただいま豊島副委員長から御指摘いただきました自立・分散型のエネルギー供給システムについて、平成24年から試験的に事業を行い、これまでに3件採択しております。具体的には、葛巻町で最初に事業を始めましたが、まだ3件ですので、モデル的なものについては、まだ検討中です。今年度2件増える予定ですので、合計5地域で行いますが、今後、経済産業省で実施した北上市、釜石市、宮古市も参考にして実際のモデルケースを具体的に示していきたいと考えています。今後、この自立・分散型の地域のあり方が見える過渡期でございますので、しっかりと市町村を支援してまいりたいと思っております。

○豊島正幸副委員長 同じ文章の中にスマートコミュニティーという表現もあります。今の御説明内容は、スマートコミュニティーとは全く別のものですが、例えばバイオマスや太陽光発電など、災害時に自前でエネルギーを賄えるような仕組みであれば、ターゲットをはっきり表現すべきだと思います。今後、タイトル名を変更することは厳しいとは思いますが、タイトルと中身のずれを感じました。以上です。

○齋藤徳美委員長 平山委員さん、お願いします。

○平山健一委員 三陸創造プロジェクトについて、県も総力挙げて、これまでも工夫して行ってきたと思います。進捗状況の思わしいもの、芳しくないもの、どちらもありますが、きちんと整理していただきたいと思います。そして、進捗状況が芳しくないものについては、新たな段階に動いてきておりますので、これまでとは異なる検討チームを作ることやアプローチを外部から行うなど発想の転換をするなど、様々な工夫を行わなければならないと思います。以前、谷藤委員がシンクタンクのことをおっしゃっていましたが、そのようなアプローチ方法もあり得ると思っております。従来どおりの議論をしても、飛躍的に進展することはないと思いますので、さらなる工夫をお願いしたいと思います。以上です。

○齋藤徳美委員長 この点については、プロジェクトを7年間掲げておりますが、取組の内容に応じて、取捨選択もしていかなければならないと思います。こちらについて事務局いかがでしょうか。

○佐々木復興推進課総括課長 ありがとうございます。御意見いただいたとおりでございます。進んでいるものも足踏み状態のものもございます。また、三陸地域の復興、未来を見据えた部分について、どのプロジェクトが今後どのようにつながっていくか、通常の

政策プランと一緒に進めることが効果的ではないかなど、様々な視点があると思いますので、三陸地域の振興に関するプロジェクトについても、併せて検討してまいります。

○齋藤徳美委員長 それでは、南委員さん。

○南正昭委員 これまで復興計画では、三陸沿岸地域を重点的に、復興を進めておりました。しかし、総合計画に入り、沿岸地域も地域振興の一地域となるにあたり、地域プランの中に、できるだけ様々なアイデアや地域振興を進めるための取組を入れていただきたいと思います。その際に、地域の方々の御意見をできるだけ取り入れながら、それぞれの地域での幸福度指標は異なると思いますので、地域のそれぞれの幸福のあり方を議論しつつ、その地域なりの歴史、文化、生き方、将来に結びつくようなプランにさせていただき、それを積み合わせて県のプランにさせていただきたいです。

復興によって大きく変わったことは、インフラ整備により沿岸部と内陸部との時間的距離が非常に近くなり、今後の地域を重視した展開において、岩手県土全体での取組が促進しやすくなったことだと感じます。是非、県土の一体感を生かしながら、地域の個性を育んでいく施策にさせていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○齋藤徳美委員長 私からも1点だけ申し上げます。全体として、復興計画策定から8年。問われることは、復興の目指す姿「いのちを守り 海と大地と共に生きる ふるさと岩手・三陸の創造」、これの実現ができたかということです。全部できた、全部できなかったとハッキリするものではありませんが、総括して成し遂げたか否かについては明確な答えが要求されると思います。

復興に向けて様々な取組を行いました。震災がなくても人口減など地域課題はあります。しかし、それ以上に人口が減少し、人は地域に戻らないということ自体は、非常に残念な結果であります。我々も苦労をいたしましたし、県も一生懸命行っておりましたが、もしかすると堤防で安全を守る、土地のかさ上げをする。これは一つの大きな決断ではございましたが、7年の月日が経過し、多くの方々がその地を離れたことは、反省すべき点があったと思います。これは発想の転換ですけれども、どのような堤防を造っても、完全に安全を確保することはできません。そうであるならば、別の方策で安全を守る、逃げるという形のまちづくりをして、早いうちに人が住めるような形の方策はなかったかと思うことも良くあります。

そして、ふるさと、三陸の創造といっても、何か希望の星になるような地域のビジョンが見えてこない。個々の事業は、一つ一つ検証して動いています。しかし、三陸全体でどのようなまちづくりを行うかについて見えてきません。残念ながら三陸は岬を船で渡らなければ隣の集落に行けなかった時代もあり、みんな独自の生き方があり、今後の三陸地域全体のビジョンが全く共有されていないことに、これからの復興につながる地域創生ができるのか、非常に不安を感じています。

今回の西日本豪雨災害、東日本大震災もそうでしたが、我々自然との対峙の仕方について、考え直す必要があるかと思いました。地球科学的な立場で言えば、西日本豪雨災害のような川の氾濫が繰り返して起き、平野ができたのです。盛岡も北上川、雫石川が大氾濫を起きたおかげでこの平野があります。このようなことは、いつか必ず起きる自然の摂理です。それに対して、我々は畏怖、畏敬の認識をベースに持ち、地域づくりしていく確固とした理念が必要だと思います。そのような意味においても、この総括をどのように次期

総合計画に持っていくかは、非常に重要なポイントと感じます。

そして、もう一点。三鉄黒字化応援プロジェクトについてです。三陸道が今後、仙台から八戸まで繋がり、産業や人の交流にとっては大きな役割を果たすと思いますが、鉄道の復旧も大きな出来事であります。これをきっかけに三陸の地域は一体化しなければいけません。しかし残念ながらこの163キロを一体化したところで、地域の人には乗らない。地域の方が活用しなければ、30億円の移管協力金はすぐに底を尽き、県や自治体の補助金を受けても、赤字で倒産という不安が残ります。

三陸鉄道を政策的に生かすと、生活の基盤として三陸が生きる、すなわち三陸の活性化と三鉄の黒字化は一体だと感じます。これまでのJRとは異なりますので、地域で支えていかなければなりません。そのためには観光、イベントだけではなく、自治体が施策を打ち出し、地元の方が活用するよう工夫を行わなければなりません。そして沿岸12市町村が連携し、県も携わり、単なる鉄道の問題ではなく、三陸の将来を左右する一蓮托生の問題だという認識を強く持ってほしいと思います。

さて、本日は様々な御意見も出されましたし、事務局からは我々が十分理解していない点について御説明いただけて、大変結構だったのではないかと思います。

今後の進め方につきましては、冒頭に申し上げましたように、総括が必要だと思いますし、どのような形にまとめていくかについては、是非御検討ください。我々も事務局と御相談させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

以上で、議事を終了し、マイクを事務局にお返しします。

4 その他

○多賀推進協働担当課長 貴重な御意見、ありがとうございました。

本日の委員会の概要につきましては、7月31日火曜日に開催します復興委員会において報告させていただく予定でございます。

なお、次回委員会につきましては、10月24日水曜日の開催を予定しております。

5 閉会

○多賀推進協働担当課長 それでは、本日の委員会はこれもちまして閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。